

国と東京都の実務者協議会の開催について

平成31年1月25日
内閣官房長官決裁
令和元年7月9日
一部改正
令和2年7月30日
一部改正
令和3年7月15日
一部改正
令和3年11月12日
一部改正
令和4年7月22日
一部改正
令和5年7月25日
一部改正
令和6年7月29日
一部改正
令和7年8月5日
一部改正

- 1 東京の活力の増進により、我が国全体の発展を促進する観点から、国と連携が必要な東京都の重要な施策について、実務者による国と東京都の協議を行うため、国と東京都の実務者協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
- 2 協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）

構成員（関係府省）

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣府大臣官房政策立案総括審議官

総務省大臣官房総括審議官

財務省大臣官房総括審議官

国土交通省総合政策局長

（東京都）

東京都副知事

東京都政策企画局長

東京都技監

東京都総務局長

東京都財務局長

東京都教育委員会教育長

3 協議会の庶務は、東京都の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。